

5 消安第 1383 号
令和 5 年 6 月 12 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの
生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実の輸入に関し、「オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する告示」（令和 5 年 6 月 12 日農林水産省告示第 708 号）が本日付けで公布及び施行されたところです（別添 1）。

本改正に伴い、「オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成 10 年 2 月 5 日付け 10 農産第 857 号農産園芸局長通達）の一部を改正したのでお知らせします（別添 2）。

ついては、本件について御了知いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。